

建設事業を営む
事業者の
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、
実態として労働者である場合は、
労働者として労災保険の適用
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、労災保険の加入手続きを行う必要があります。

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

～ 適切な労災保険の適用にご協力ください～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

実態として労働者と同様の働き方をする場合には、

一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

お近くの労働局・労働基準監督署へ

※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。



| | |
|---|--|
| ① | A社との請負期間中に 他社の仕事をしたことはありません でした。 |
| ② | A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など 他の仕事にも従事 していました。 |
| ③ | 勤務時間の指定はありませんでしたが、 朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束 され、それ以降の作業には 手当が支給 されました。 |
| ④ | 現場監督からの報告・指示によって、A社から 指揮監督を受けて いました。 |
| ⑤ | 大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 必要な資材等の調達 はA社が負担していました。 |



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社間の契約は「労働契約」であると認定**されました。**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることとなります。**



適切に労災保険に加入していないと…

事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

2：1には該当しないものの、労災保険の適用事業となった時^{*}から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

労災保険で受けられる主な給付一覧

療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



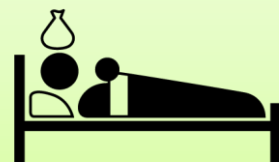
遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



「労災保険」は
仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



障害（補償）給付

お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

| 都道府県労働局労働基準部労災補償課 | | | |
|-------------------|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011(709)2311 | 滋賀 | 077(522)6630 |
| 青森 | 017(734)4115 | 京都 | 075(241)3217 |
| 岩手 | 019(604)3009 | 大阪 | 06(6949)6507 |
| 宮城 | 022(299)8843 | 兵庫 | 078(367)9155 |
| 秋田 | 018(883)4275 | 奈良 | 0742(32)0207 |
| 山形 | 023(624)8227 | 和歌山 | 073(488)1153 |
| 福島 | 024(536)4605 | 鳥取 | 0857(29)1706 |
| 茨城 | 029(224)6217 | 島根 | 0852(31)1159 |
| 栃木 | 028(634)9118 | 岡山 | 086(225)2019 |
| 群馬 | 027(896)4738 | 広島 | 082(221)9245 |
| 埼玉 | 048(600)6207 | 山口 | 083(995)0374 |
| 千葉 | 043(221)4313 | 徳島 | 088(652)9144 |
| 東京 | 03(3512)1617 | 香川 | 087(811)8921 |
| 神奈川 | 045(211)7355 | 愛媛 | 089(935)5206 |
| 新潟 | 025(288)3506 | 高知 | 088(885)6025 |
| 富山 | 076(432)2739 | 福岡 | 092(411)4799 |
| 石川 | 076(265)4426 | 佐賀 | 0952(32)7193 |
| 福井 | 0776(22)2656 | 長崎 | 095(801)0034 |
| 山梨 | 055(225)2856 | 熊本 | 096(355)3183 |
| 長野 | 026(223)0556 | 大分 | 097(536)3214 |
| 岐阜 | 058(245)8105 | 宮崎 | 0985(38)8837 |
| 静岡 | 054(254)6369 | 鹿児島 | 099(223)8280 |
| 愛知 | 052(855)2147 | 沖縄 | 098(868)3559 |
| 三重 | 059(226)2109 | | |

監督署 所在地 |

検索

労働基準監督署の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい情報を掲載しています。